

令和5年度杉戸町青少年健全育成 連絡協議会講演会

インターネットの危険性や保護者の役割などネット社会における不安に埼玉県ネットアドバイザーの進藤律子氏を講師にお迎えし、お話いただきます。

日時 11月24日(金) 14時～15時30分
(受付13時30分～)

場所 すぎとピア 多目的ホール

内容 ネット社会で育つ子供達をまもるには

その他 入場無料・事前申込不要

☎ 社会教育課 社会教育担当 内線483・484

新入学児童学用品費を支給します

対象 (以下の全てに該当する方)

- ①令和6年1月1日時点で杉戸町に住民票があり、令和6年度に町立各小学校へ入学するお子さまがいる方
- ②新入学児童学用品費の入学前の支給を希望する方
- ③世帯の収入が不安定などで援助が必要とみとめられる方
または令和5年度において、世帯全員が次のいずれかに該当する方
 - a 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
 - b 事業税の減免 c 国民年金保険料の減免
 - d 町民税の非課税または減免 e 固定資産税の減免
 - f 生活福祉資金の貸付 g 児童扶養手当の受給
 - h 国民健康保険税の減免または徴収の猶予※

※18歳未満の被保険者が3人以上いる世帯の減免は対象外

支給額 新小学校1年生 54,060円

申請期間 11月1日(水)～令和6年1月31日(水) ※土・日・祝日・年末年始を除く
第一次締切 12月28日(木) ⇒ 令和6年2月上旬頃支給予定
最終締切 令和6年1月31日(水) ⇒ 令和6年2月下旬頃支給予定

提出場所 学校教育課窓口 (入学予定の学校では申請受付できません)

※令和6年度中学校新1年生も新入学生徒学用品費の入学前支給を受けられます。現在、就学援助の認定を受けていない方は期限内に申請書を提出してください。

犬と猫のマイクロチップ情報登録制度

「動物の愛護及び管理に関する法律」により、犬や猫をペットショップから入手する前にマイクロチップを装着・登録することが義務付けられています。

犬や猫が保護されると、マイクロチップが読み取られ、識別番号から飼い主の情報が分かるため、保護された犬や猫の返還につながります。装着していると飼い主のもとへ戻る確率が高まりますので、できるだけ装着・登録をお願いします。

☎ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

問合せ 学校教育課 学務担当 内線390

申請に必要なもの

- ①就学援助入学児童学用品費等入学前支給申請書 (学校教育課または町ホームページからダウンロード)
- ②「対象③a～h」の該当者は、該当事由を証明する決定(承認)通知書、受給者証の写し
- ③「対象③a～h」以外の理由のうち、令和5年1月1日に杉戸町に住民票がない方は、転入前の市町村で発行される令和4年中の所得を証明できる書類(総所得金額・控除額の記載のあるもの、未就学児・学生以外の方全員分)
※今年度就学援助の認定を受けている世帯は、申請書のみ提出してください。

～地域とのつながりが最大の防災～ 西小学校地区の合同防災訓練を実施します

日時 11月18日(土) 9時30分～12時
場所 西小学校 校庭・体育館等
(雨天時は体育館のみ)

同日シェイクアウト訓練実施!

11月18日(土) 8時30分に西地区の防災行政無線にて訓練の旨を放送します。
※シェイクアウト訓練とは、地震災害発生時に重要な「安全行動」する訓練です。

問合せ 危機管理課 消防・防災担当
内線282

訓練内容

地震体験、初期消火訓練、煙体験、ロープ結索訓練、土のう積み訓練、救命救護訓練、搬送訓練、炊出し配給体験

- 駐車場に限りがあるため、西地区の方は徒歩または自転車でお願いします。西地区以外で駐車場を利用される方は、町ホームページをご確認ください。
- 体育館は土足禁止のため、参加される方はビニール袋(下足入れ用)、スリッパまたは上履きの持参をお願いします。

すぎぴょんカフェ(認知症カフェ)

認知症の方やその家族等、リラックスした空間で集まり交流しませんか。

日時 11月17日(金) ①10時～10時50分
②11時～11時50分

場所 ウエルシア杉戸倉松店 ウエルカフェ

参加費 無料

内容 参加者同士の交流、もの忘れや認知症・健康・介護に関する個別相談。認知症疾患医療センター(久喜すずのき病院)相談員による相談。

定員 各6名程度(申込不要ですが、個別相談をご希望の方は事前にご連絡ください。)

☎ 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

入学準備金貸付の申請案内

高等学校・専修学校および大学に入学を希望する方の保護者で、入学資金(入学金・制服・教科書等)の調達が困難な方に貸付を行います。

申込書類配布 11月1日(水)～

受付期間 第一回締切 12月1日(金)
第二回締切 令和6年1月26日(金)

書類配布・受付窓口 教育総務課 庶務管理担当

貸付可否の決定 入学準備金貸付け審査会で審査のうえ、決定します。審査会の開催は第一回受付分を12月、第二回受付分を2月に予定しています。

その他 町内在住の親族の連帯保証人が必要です。

☎ 教育総務課 庶務管理担当 内線393

剪定枝粉碎機の貸出を行っています

- 対象**
- ・町内に住所を有し、かつ、居住する者
 - ・町内を本拠として活動する自治会、PTA、子ども会、老人クラブ等、営利を目的としない団体
 - ・町内の幼稚園、保育園、小・中学校および高等学校

粉碎能力 枝の直径30mm程度(固い木、竹等は不可)
貸出機重量 25kg

費用 無料(電気代などの使用に関する費用は自己負担)

貸出場所 環境センター

持ち物 本人確認ができるもの

※粉碎機により粉碎した剪定枝葉は、たい肥または雑草の発生抑制等として有効利用してください。

☎ 環境課 廃棄物担当 ☎ (38) 0401

町からの情報はコチラ

すぎとひろば

杉戸町役場 ☎ 0480 (33) 1111

町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲



農用地区域からの除外申出

農業振興地域における農用地区域内の農地を転用する場合は、農地転用許可申請の前に農用地から除外する手続きが必要となります。やむを得ない理由により農地を転用する計画がある方は、農用地除外の申出をしてください。

なお、除外申出の認可については、農地転用・開発行為等の許可見込みのほか、土地改良事業の実施状況など、除外に関する各要件を満たす必要があります。

受付期間 12月1日(金)～7日(木) ※土・日を除く

受付場所 産業振興課窓口

☎ 産業振興課 基盤整備担当 内線323

野外焼却(野焼き)はやめましょう!

工場や一般家庭で、簡易焼却炉などを利用してごみを焼却しているケースが見受けられます。簡易焼却炉・ドラム缶などによるごみ焼却も「野焼き」とみなされ、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。「悪臭がする」「火災の危険がある」など、周囲の環境を害するおそれがありますので、ごみを処分する際は決められた方法を守りましょう。

野外焼却禁止の例外

河川敷の草焼き、災害などの応急対策・火災予防訓練、正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事、焼き畑、水田での稲わらの焼却などは罰則を伴う焼却禁止の例外です。
※周辺的生活環境に支障が出たり、苦情等が寄せられた場合には、焼却中止などの改善指導の対象となります。

☎ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

医療費通知は大切に

国民健康保険では2か月に一度、世帯主あてに医療費通知を送付しています。医療費通知の再発行はできませんので、大切に保管してください。

☎ 町民課 国民健康保険担当 内線252・454

